

次期「滋賀県地域福祉支援計画」の策定について

1. 趣旨

県では、令和3年(2021年)10月に「滋賀県地域福祉支援計画」を策定し、計画期間を5年間として市町の地域福祉の支援に取り組んでいる。

現計画は令和7年度末で終了することから、近年の少子高齢化の進展や単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化、複合・複雑化した地域生活課題等の状況を踏まえ、令和8～12年度を計画期間とする「滋賀県地域福祉支援計画」を策定する。

2. 計画の位置づけ

社会福祉法第108条に基づく計画として、市町が策定する地域福祉計画の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項として一体的に定めるもの。

また、滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら県の福祉分野の基本的な計画として定めるもの。

3. 計画の期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)【5年間】

4. 検討の進め方

滋賀県社会福祉審議会での検討を軸に、社会福祉審議会に設置した総合企画専門分科会で、基本理念や基本方針の考え方、重点的に取り組む事項、取組内容において検討すべき事項などの検討を行う。

また、地域で様々な実践されているNPO法人や社会福祉法人等の関係団体や市町と意見交換等を行うとともに、県庁関係部局との連携を図り、子どもの声等の調査を行いながら検討を進める。

(これまでの検討経過)

令和7年5月13日 第1回滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会
令和7年5月19日 市町地域福祉計画 担当者会議
令和7年6月24日 第2回滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会
令和7年8月 5日 第3回滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会
令和7年4月～7月 19の関係団体等からヒアリング

5. 策定スケジュール

令和7年 1月 社会福祉審議会(諮問)
7月 滋賀の子どもたちの声調査
8月 庁議(骨子案)

令和7年 10月 常任委員会(骨子案の説明)
11月 庁議(素案)
11月 社会福祉審議会(審議会委員長から知事に対して、計画案を答申)
12月 常任委員会(素案)
12月 県民政策コメント<1か月間>
令和8年 3月 常任委員会(県民政策コメントの報告)
計画策定